

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）概要【2022年3月策定】

● 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲や被害防除等の対策の実施により、人とニホンジカの適切な関係の構築を目指す。

● 計画の期間

2022（令和4）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで

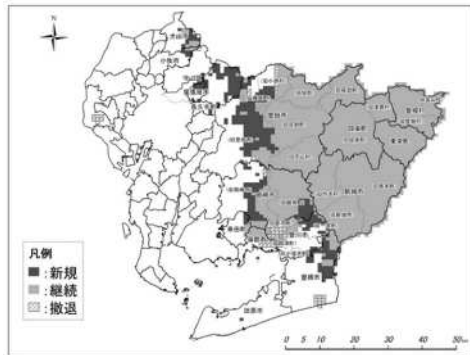
● 管理が行われるべき区域（18市町村）

名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

● 現状

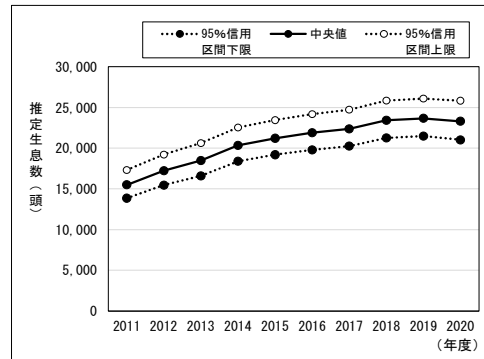
- 分布域：県北西部方向へ拡大。
- 推定生息数：長期的にみると増加傾向。特に、奥三河地域で生息密度が増加。
- 農業被害：分布域の拡大に伴い増加傾向。豊田市、岡崎市及び豊根村で被害が大きい。
- 林業被害：減少傾向にあったが、近年は横ばい。
- 生態系被害：下層植物の衰退、希少な植物への影響、不嗜好性植物の繁茂。
- 捕獲状況：捕獲数は近年大幅に増加。岡崎市及び奥三河地域での捕獲が多い。

分布域の変化（2015年度→2020年度）



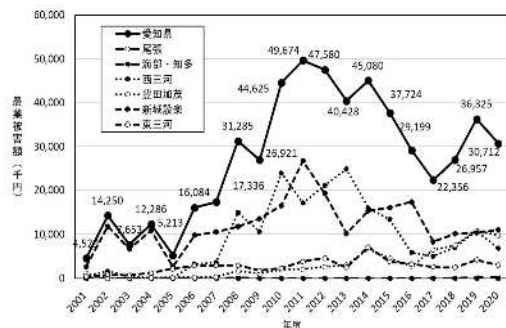
※アンケート調査結果による

推定生息数の推移



※階層ベイズ法の推定結果による

農業被害額の推移



捕獲数の推移



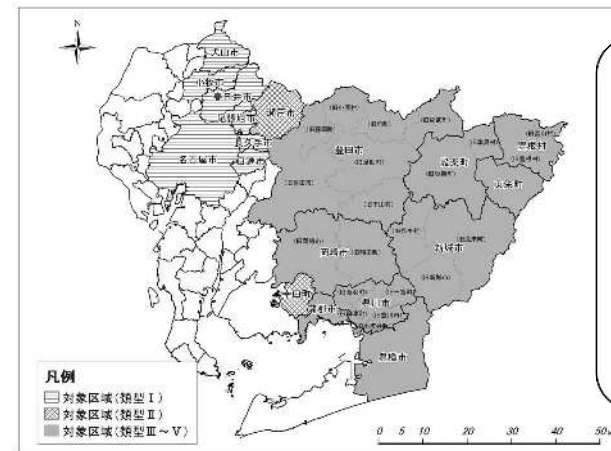
● 課題

捕獲数は増加しているが、推定生息数も長期的には増加傾向にあり、分布域は拡大している。また、防護柵等の防除対策を実施しているが、農林業被害は減少していない。

● 目標

目標	指標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/㎢以上のメッシュ数 →3割減少させる（2020年度比）
分布の拡大防止及び縮減	-
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	-

● エリア区分



- エリア区分と対策について
- 類型Ⅰ：分布の最前線**
定着防止のための監視の徹底、侵入防止等
 長らく分布していなかった地域で、
 現在分布は確認されているものの、
 定着（メスジカ）が確認されていない地域
- 類型Ⅱ：新たに定着した地域**
捕獲体制の整備、重点的な捕獲の実施
 長らく分布していなかった地域で、
 現在は分布及び定着（メスジカ）が
 確認されている地域
- 類型Ⅲ～Ⅴ：従来からの分布域**
重点的な捕獲の実施、防除対策の徹底

● 目標を達成するために実施する対策

捕獲に係る対策

- 捕獲目標
 - ・生息数を早期に適正水準（約8,500頭）まで減少させるため、**6,000頭以上/年度**とする
- 許可捕獲の推進（国・県の交付金事業の活用、メスジカの捕獲促進）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- 狩猟による捕獲の推進
 - ・狩猟期間の延長：計画対象区域で、狩猟期間の終期を2月15日から**3月15日まで延長する。**
 - ・捕獲数上限の撤廃：計画対象区域で、1日あたりの捕獲数雌雄ともに**無制限**とする。
 - ・捕獲の担い手の確保：狩猟免許試験制度のPR、狩猟免許所持者に向けた技術的支援の実施

被害防除及び生息環境管理に係る対策

- 被害防除対策（電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置、忌避剤処理）
- 生息環境管理（刈払の実施、誘引物の除去等）

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）概要【2022年3月策定】

● 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲や被害防除等の対策の実施により、人とイノシシの適切な関係の構築を目指す。

● 計画の期間

2022（令和4）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで

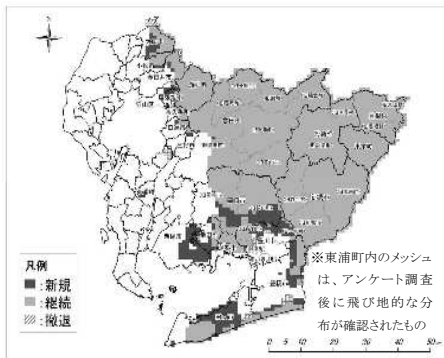
● 管理が行われるべき区域（54市町村）

県内全域 ＊侵入時に迅速な対応を可能とするため、分布の有無に関わらず設定

● 現状

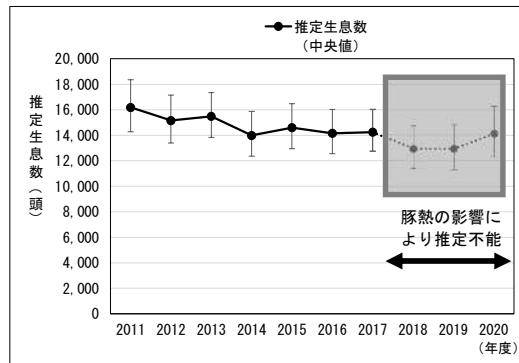
- 分布域：豊川市、西尾市及び田原市等の県南部を中心に拡大。
- 推定生息数：豚熱の影響により減少したとみられる。（一部地域では増加傾向との情報あり）
- 農業被害：依然として高い水準。豊田市での被害が最も大きい。
- 豚熱による被害：2018年度から2020年度にかけて、畜産業に大きな被害を与えた。
- 捕獲状況：豚熱の影響により、2018年度以降、捕獲数が減少。

分布域の変化（2015年度→2020年度）



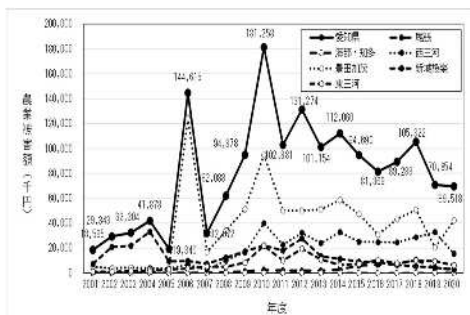
※アンケート調査結果による

推定生息数の推移

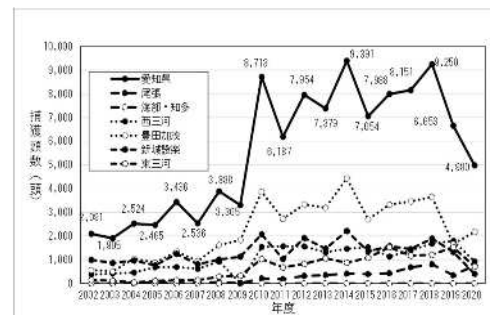


※階層ベイズ法の推定結果による

農業被害額の推移



捕獲数の推移



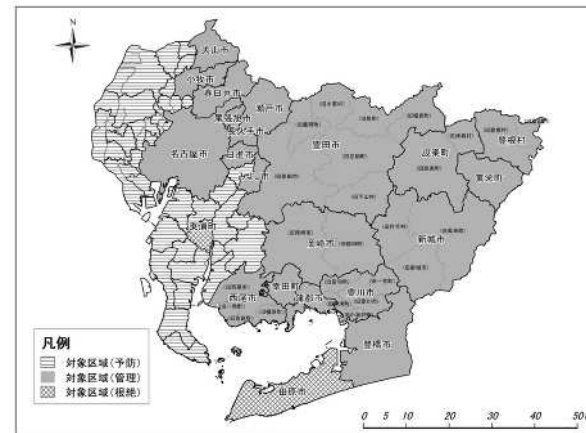
● 課題

豚熱の影響により、2018年度以降、生息数は一時的に減少したとみられるが、生息数が回復傾向にあるとの情報もある。また、分布域は、一部の地域で拡大しており、農業被害についても、防護柵等の防除対策を実施しているが、依然として高い水準にある。

● 目標

目 標	指 標
生息数の減少	－（生息数に係る情報収集を進める）
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数（22）
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	－

● エリア区分



○エリア区分と対策について
予防エリア：分布が確認されていない地域
監視の徹底、侵入防止等
 ※分布が確認された場合は、管理エリア又は根絶エリアと同等の措置をとる

管理エリア：在来個体群の分布が確認されている地域
高い捕獲圧の継続、防除対策の実施

根絶エリア：移入個体群の分布が確認されている地域
根絶のための捕獲を継続

● 目標を達成するために実施する対策

捕獲に係る対策

- 捕獲目標
 - ・生息数を、農業被害が発生しない程度水準まで減少させるため、**高い捕獲圧**をかける
- 許可捕獲の推進（国・県の交付金事業の活用、成獣の捕獲促進）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- 狩猟による捕獲の推進
 - ・狩猟期間の延長：計画対象区域で、狩猟期間の終期を2月15日から**3月15日まで延長する。**
 - ・捕獲の担い手の確保：狩猟免許試験制度のPR、狩猟免許所持者に向けた技術的支援の実施

被害防除及び生息環境管理に係る対策

- 被害防除対策（電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置）
 - 生息環境管理（刈払の実施、誘引物の除去等）
- ※豚熱対策として防疫措置、経口ワクチン散布等を継続実施

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）概要【2022年3月策定】

● 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲や被害防除等の対策の実施により、人とニホンザルの適切な関係の構築を目指す。

● 計画の期間

2022（令和4）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで

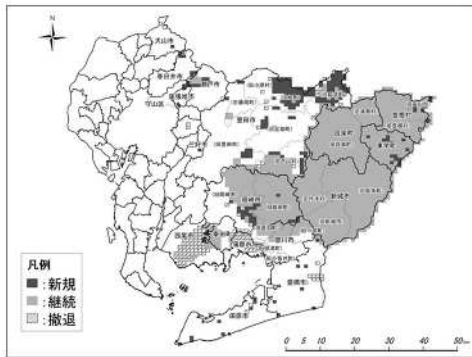
● 管理が行われるべき区域（10市町村）※エリア区分はしない

豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

● 現状

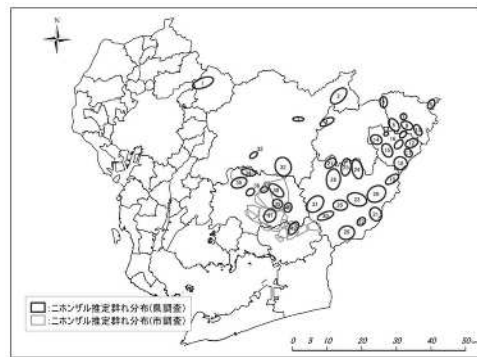
- 分布域：瀬戸市、豊田市北部など県北部で拡大。
- 生息状況：東三河地域を中心に、少なくとも42群れが生息。
- 農業被害：概ね横ばい傾向にある。岡崎市での被害が県全体の7割を占める。
- 群れの加害レベル※：
 - 岡崎市、豊川市、豊田市、新城市、東栄町及び設楽町で比較的大きいと推測される。
 - ※ 群れの出没規模・頻度、集落や人への加害状況等から総合的に判定される指標
- 捕獲状況：年度によるばらつきが大きい（近年は概ね250～500頭の間で推移）

分布域の変化（2015年度→2020年度）



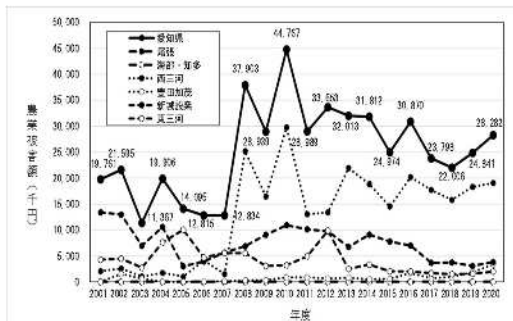
※アンケート調査結果による

推定群れ分布

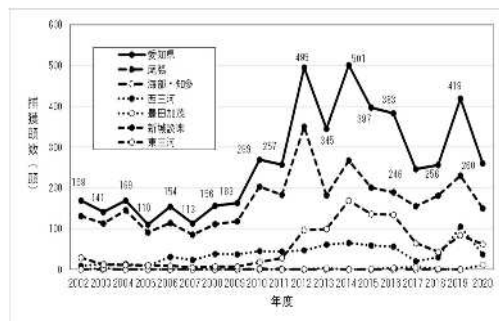


※アンケート調査結果等による

農業被害額の推移



捕獲数の推移



● 課題

一部の地域で分布が拡大しており、農業被害も横ばいである。ニホンザルは群れ単位で行動する動物であり、群れごとの加害レベルを把握し、計画的な捕獲及び防除対策等、群れ単位の管理を進める必要がある。

● 目標

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

● 目標を達成するために実施する対策

捕獲に係る対策

- 捕獲目標：加害個体又は加害群を計画的に捕獲。
（加害レベル（下表参照）に応じた捕獲方法を選択）
- 許可捕獲の推進（国・県の交付金事業の活用）
- 捕獲の担い手の確保：狩猟免許試験制度のPR、狩猟免許所持者に向けた技術的支援の実施

被害防除及び生息環境管理に係る対策

- 被害防除対策（電気柵等の設置、追い上げ・追い払い）
- 生息環境管理（刈払の実施、誘引物の除去等）

加害レベルの把握

アンケート調査等により群れの分布状況や加害レベルの把握を進める。
直接観察やテレメトリ調査を実施することにより正確な状況を把握できる。

レベル	群れの出没頻度、規模、被害内容	管理の方針
0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。	原則、捕獲は実施しない。耕作地・集落に出没しないか動向を把握する。
1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。	原則、捕獲は実施しない。被害防除対策に努める。
2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。	被害防除対策を実施しつつ、群れサイズが大きく、被害防除対策を実施しても効果がない場合は、部分捕獲を実施する。
3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。	被害防除対策を実施しつつ、群れサイズが大きく、被害防除対策を実施しても効果がない場合は、部分捕獲を実施する。群れサイズが小さい場合は、選択捕獲を実施する。
4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。	群れサイズやその連続性に関わらず、群れ捕獲の実施を検討する。
5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため、被害防除対策の効果が少ない。	

【用語説明】

- 群れ捕獲：加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実施しても被害が軽減しない群れに対して、大型捕獲檻を利用し、群れ全体を取り除く方法。
- 部分捕獲：加害レベルが2以上で、群れを構成する個体数が多く、追い払い等を実施しても十分効果が得られない群れに対して、捕獲檻や銃器等により捕獲を実施し、群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす方法。
- 選択捕獲：群れの中で、人馴れが進んで生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、麻酔銃等により選択的に捕獲する方法。人慣れが非常に進んでいる群れに対しては、捕獲檻の使用も有効である。

第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ管理）概要【2022年3月策定】

● 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲や被害防除等の対策の実施により、人とカモシカの適切な関係の構築を目指す。

● 計画の期間

2022（令和4）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで

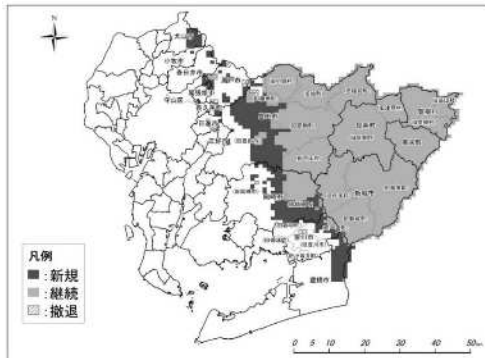
● 管理が行われるべき区域（17市町村）

名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、設楽町、東栄町、豊根村

● 現状

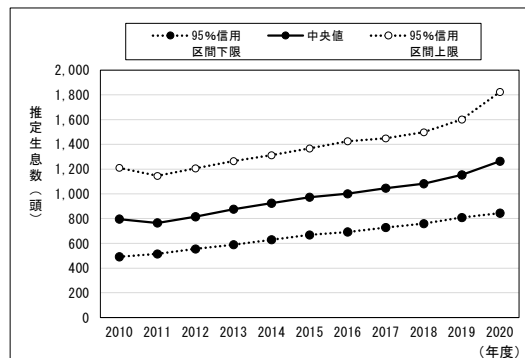
- 分布域：県西部方向へ拡大。
- 推定生息数：増加傾向。
- 農業被害：分布域の拡大に伴い増加傾向。特に豊田市で被害が大きい。
- 林業被害：近年はほぼ報告されていない。
- 捕獲状況：設楽町及び東栄町で捕獲を実施（近年の捕獲数は26頭/年度）

分布域の変化（2015年度→2020年度）



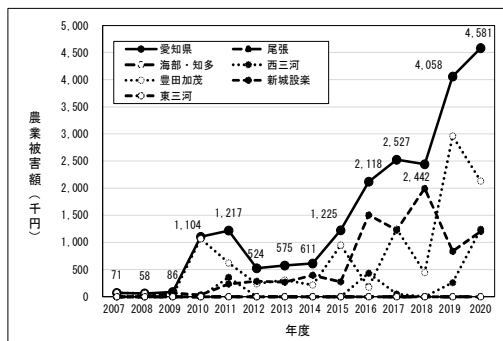
※アンケート調査結果による

推定生息数の推移

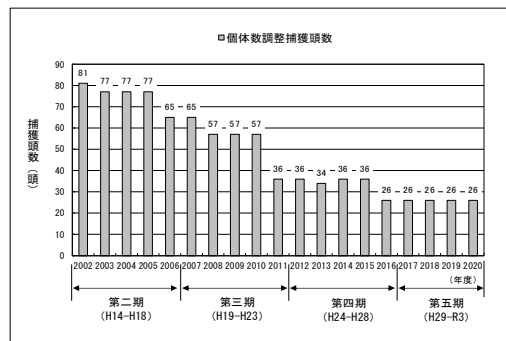


※階層ベイズ法の推定結果による

農業被害額の推移



捕獲数の推移



● 課題

農業被害が近年増加傾向にあるため、適切な被害防除対策を実施する必要がある。また、生息数の増加及び分布域の拡大に伴い、市街地出没や錯誤捕獲の発生件数も増加しているが、カモシカが特別天然記念物であることを踏まえ、管理の方針を検討する必要がある。

● 目標

目 標	指 標
農林業被害等の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況

● 目標を達成するために実施する対策

捕獲に係る対策

- 捕獲目標
 - ・加害個体又はその可能性が高い個体を対象とする。
(防除対策を実施しても効果がみられない場合)
 - ・被害状況を調査した上で、捕獲実施団地を設定し、計画的に捕獲を実施する。
※有害鳥獣捕獲は原則不可で、個体数調整による捕獲のみ可能

被害防除及び生息環境管理に係る対策

- 被害防除対策（電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置、忌避剤処理）
- 生息環境管理（刈払の実施、誘引物の除去等）